

町立長沼病院使用料及び手数料条例新旧対照表

旧			新		
別表(第2条、第4条関係) 1 使用料			別表(第2条、第4条関係) 1 使用料		
区分	金額		備考		
妊婦検診料	3,300円		1回につき		
分娩介助料	100,000円		難産・時間外・休日は2割増、深夜は4割増		
新生児管理料	8,000円		1日につき		
胎盤処置料	200円				
人工妊娠中絶料	妊娠3箇月まで	86,400円	1件につき		
	妊娠4箇月以上	129,600円	1件につき		
室料差額	助産に係るもの	2,500円	助産以外のもの	2,700円	1日につき
特別長期入院料	選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成14年厚生労働省告示第88号。以下「告示第88号」という。)第3号に規定する通算対象入院料に相当する点数に100分の15を乗じて得た点数に、10円を乗じて得た額		告示第88号第3号の規定により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院料(告示第88号第4号に規定する者に係るものを除く。)		
区分	金額		備考		
妊婦検診料	3,300円		1回につき		
分娩介助料	100,000円		難産・時間外・休日は2割増、深夜は4割増		
新生児管理料	8,000円		1日につき		
胎盤処置料	200円				
人工妊娠中絶料	妊娠3箇月まで	88,000円	1件につき		
	妊娠4箇月以上	132,000円	1件につき		
室料差額	助産に係るもの	2,500円	助産以外のもの	2,750円	1日につき
特別長期入院料	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18年厚生労働省告示第498号。以下「告示第498号」という。)第10号に規定する通算対象入院料に相当する点数に100分の15を乗じて得た点数に、10円を乗じて得た額		告示第498号第10号の規定により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院料(告示第88号第4号に規定する者に係るものを除く。)		

死体検案料	簡単なもの	<u>10,800円</u>		1体につき
	複雑なもの	<u>21,600円</u>		1体につき
付添寝具使用料		160円		1日につき
患者病衣使用料		50円		1日につき
付添給食料		<u>410円</u>		1食につき
自動車損害賠償責任保険診療		15円		1点につき
自由診療		10円		1点につき
冷蔵ロッカー使用料		<u>100円</u>		1箇所・1日につき
自動車使用料(下記以外)	\	助産に係るもの	助産以外のもの	
		1kmまで	150円	<u>162円</u>
		1km増す毎に	80円	<u>86円</u>
自動車使用料(定額)	札幌市	5,430円	<u>5,860円</u>	時間外加算2割増(深夜5割増)ただし、その総額に10円未満の端数が生じるときは、その端数を切捨てるものとする。
	夕張市	5,110円	<u>5,510円</u>	
	千歳市	4,630円	<u>5,000円</u>	
	恵庭市	3,430円	<u>3,700円</u>	
	北広島市	2,070円	<u>2,230円</u>	
	栗山町	2,070円	<u>2,230円</u>	
	由仁町	1,670円	<u>1,800円</u>	
	南幌町	1,670円	<u>1,800円</u>	

死体検案料	簡単なもの	<u>11,000円</u>		1体につき
	複雑なもの	<u>22,000円</u>		1体につき
付添寝具使用料		160円		1日につき
患者病衣使用料		50円		1日につき
付添給食料		<u>460円</u>		1食につき
自動車損害賠償責任保険診療		15円		1点につき
自由診療		10円		1点につき
冷蔵ロッカー使用料		<u>110円</u>		1箇所・1日につき
自動車使用料(下記以外)	\	助産に係るもの	助産以外のもの	
		1kmまで	150円	<u>165円</u>
		1km増す毎に	80円	<u>88円</u>
自動車使用料(定額)	札幌市	5,430円	<u>5,970円</u>	時間外加算2割増(深夜5割増)ただし、その総額に10円未満の端数が生じるときは、その端数を切捨てるものとする。
	夕張市	5,110円	<u>5,620円</u>	
	千歳市	4,630円	<u>5,090円</u>	
	恵庭市	3,430円	<u>3,770円</u>	
	北広島市	2,070円	<u>2,270円</u>	
	栗山町	2,070円	<u>2,270円</u>	
	由仁町	1,670円	<u>1,830円</u>	
	南幌町	1,670円	<u>1,830円</u>	

2 手数料

区分		金額	備考
文書料	諸証明書	<u>1,080 円</u>	1 通につき
	収納証明書	<u>540 円</u>	1 通につき
	一般診断書	<u>1,620 円</u>	1 通につき
	身体検査書	<u>1,620 円</u>	1 通につき
	出生証明書	<u>3,240 円</u>	1 通につき
	死亡診断書	<u>3,240 円</u>	1 通につき
	死体検案書	<u>3,240 円</u>	1 通につき
	特別診断書(恩給・年金・身体障害認定・生命保険)	<u>5,400 円</u>	1 通につき
	自動車損害賠償責任保険診断書	<u>5,400 円</u>	1 通につき
	自動車損害賠償責任保険診療報酬明細書	<u>2,160 円</u>	1 通につき
その他	診察券再発行手数料	<u>100 円</u>	1 件につき

備考 同一の文書を同時に複数発行した場合は、2 通目より当該金額の半額とする。

2 手数料

区分		金額	備考
文書料	諸証明書	<u>1,100 円</u>	1 通につき
	収納証明書	<u>550 円</u>	1 通につき
	一般診断書	<u>1,650 円</u>	1 通につき
	身体検査書	<u>1,650 円</u>	1 通につき
	出生証明書	<u>3,300 円</u>	1 通につき
	死亡診断書	<u>3,300 円</u>	1 通につき
	死体検案書	<u>3,300 円</u>	1 通につき
	特別診断書(恩給・年金・身体障害認定・生命保険)	<u>5,500 円</u>	1 通につき
		自動車損害賠償責任保険診断書	<u>5,500 円</u>
	自動車損害賠償責任保険診療報酬明細書	<u>2,200 円</u>	1 通につき
その他	診察券再発行手数料	<u>110 円</u>	1 件につき

備考 同一の文書を同時に複数発行した場合は、2 通目より当該金額の半額とする。